

寄居町定員管理計画（第2次）

【令和4年度～令和8年度】

寄 居 町

令和3年12月

目 次

I	計画の趣旨	1
II	現在の状況	1
1	職員数	1
(1)	職員数の推移	1
(2)	職員数と職員一人当たりの人口	3
(3)	職員の年齢構成	4
2	人件費の状況	4
3	国の参考指標との比較	5
(1)	類似団体とは	5
(2)	類似団体別職員数による比較	5
(3)	定員回帰指標による比較	6
(4)	県内の類似団体等の状況	7
4	全国市町村の部門別職員数の推移	7
III	定員管理計画について	8
1	基本的な考え方	8
2	計画の期間	9
3	計画職員数	9
4	定員管理の具体的な取り組み	9
(1)	事務事業の見直し	9
(2)	職員の人材育成	9
(3)	事務量に応じた人員配置	9
(4)	行政デジタル化の推進	9
(5)	有資格者の確保	9
(6)	多様な任用、勤務形態の活用	9
5	計画の見直し	10

I 計画の趣旨

町では、様々な行政課題に対し柔軟かつ果敢に対応するための行政組織の構築や事務事業の見直しを行うとともに、行政サービスのより一層の充実を行うため、平成 29 年度に寄居町定員管理計画を策定し、定員の適正化に取り組んできました。

令和 3 年度をもって計画期間の終了を迎えたところですが、少子高齢化の進行や地域課題の複雑化、災害への対策など、高度化・多様化する行政ニーズに対応可能な適正な定員管理を推進し、簡素で効率的な行政組織の構築に資するため、次代の定員管理計画を策定するものです。

II 現在の状況

1 職員数

(1) 職員数の推移

令和 3 年 4 月 1 日現在における職員数は、特別職を除き 262 人です。内訳としては、一般行政部門 205 人、特別行政部門 32 人（教育）、公営企業等（水道、下水道、国民健康保険、後期高齢者医療）25 人となっています。この人数から研修派遣職員の 4 人を除いた 258 人が、定員管理の対象となる職員数になります。

これまでの推移を見ると、平成 22 年度ではそれまでの定員適正化計画に基づく取り組みによって、計画目標値 245 人に対して 20 人減と大幅に下回る職員数となっていました。平成 23 年度以降、業務量の増大や様々な行政課題に対応するため増員を行い、平成 29 年度からは策定した定員管理計画の管理定員数 250 人を目標値として定員管理を行ってまいりました。

なお、令和 3 年度については新型コロナウイルス感染症対策のため、管理定員数を 252 人に増員しております。

図表 1 職員総数の推移

単位：人

部 門	平 22	平 23	平 24	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	平 31	令 2	令 3
一 般 行 政	169	177	185	186	184	188	191	196	200	197	202	205
特 別 行 政	30	32	33	33	34	30	31	31	32	32	30	32
公 営 企 業 等	26	24	24	25	26	26	25	25	25	25	25	25
合 計 ①	225	233	242	244	244	244	247	252	257	254	257	262
対前年度増減数	—	8	9	2	0	0	3	5	5	▲ 3	3	5
研修派遣職員 ②	—	—	—	—	—	—	—	2	2	1	2	4
定員管理対象職員数 ①-② ③	—	—	—	—	—	—	—	250	255	253	255	258
育休等に対する 過員配置 ④	—	—	—	—	—	—	—	0	5	3	5	6
管理定員数 ⑤	245 ※1	—	—	—	—	—	—	250	250	250	250	252 ※2
比 較 ③-④-⑤	▲ 20	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0

※1 定員管理適正化計画の目標値。

※2 新型コロナウイルス感染症対策のため増員。

※職員数について、町長、副町長は含まない。教育長は法改正により平 27 以降は含まない。また、派遣元として町の定員に計上される研修派遣職員及びフルタイム再任用職員は含む。

図表2 部門別職員数の推移

各年4月1日現在

年度			平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	平31	令 2	令 3	
部門															
福祉関係を除く一般行政	議 会	職員数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		増減	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	総務・企画	職員数	33	37	39	41	41	44	43	44	44	44	44	47	48
		増減	－	4	2	2	0	3	▲ 1	1	0	0	3	1	
	税 務	職員数	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19	19	19	18
		増減	－	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	▲ 1	
	労 働	職員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		増減	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産	職員数	9	9	10	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10
		増減	－	0	1	1	0	0	▲ 1	0	0	0	0	0	0
	商 工	職員数	6	9	10	11	14	12	12	12	12	11	11	11	10
		増減	－	3	1	1	3	▲ 2	0	0	▲ 1	0	0	▲ 1	
	土 木	職員数	19	19	21	21	22	22	21	23	24	24	24	25	27
		増減	－	0	2	0	1	0	▲ 1	2	1	0	1	2	
	小 計	職員数	89	96	102	106	110	111	108	111	111	112	116	117	
		増減	－	7	6	4	4	1	▲ 3	3	0	1	4	1	
福祉関係	民 生	職員数	62	63	64	60	54	58	65	65	67	65	66	66	
		増減	－	1	1	▲ 4	▲ 6	4	7	0	2	▲ 2	1	0	
	衛 生	職員数	18	18	19	20	20	19	18	20	22	20	20	22	
		増減	－	0	1	1	0	▲ 1	▲ 1	2	2	▲ 2	0	2	
	小 計	職員数	80	81	83	80	74	77	83	85	89	85	86	88	
		増減	－	1	2	▲ 3	▲ 6	3	6	2	4	▲ 4	1	2	
一般行政部門計		職員数	169	177	185	186	184	188	191	196	200	197	202	205	
		増減	－	8	8	1	▲ 2	4	3	5	4	▲ 3	5	3	
教 育	職員数	30	32	33	33	34	30	31	31	32	32	30	32		
	増減	－	2	1	0	1	▲ 4	1	0	1	0	▲ 2	2		
消 防	職員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	増減	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小 計	職員数	30	32	33	33	34	30	31	31	32	32	30	32		
	増減	－	2	1	0	1	▲ 4	1	0	1	0	▲ 2	2		
普通会計 計		職員数	199	209	218	219	218	218	222	227	232	229	232	237	
		増減	－	10	9	1	▲ 1	0	4	5	5	▲ 3	3	5	
公営企業等会計部門	水 道	職員数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
		増減	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	下 水 道	職員数	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	
		増減	－	0	0	0	0	0	▲ 1	0	0	0	0	0	
	そ の 他	職員数	8	6	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	
		増減	－	▲ 2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	職員数	26	24	24	25	26	26	25	25	25	25	25	25	25
		増減	－	▲ 2	0	1	1	0	▲ 1	0	0	0	0	0	
総 合 計		職員数	225	233	242	244	244	244	247	252	257	254	257	262	
		増減	－	8	9	2	0	0	3	5	5	▲ 3	3	5	

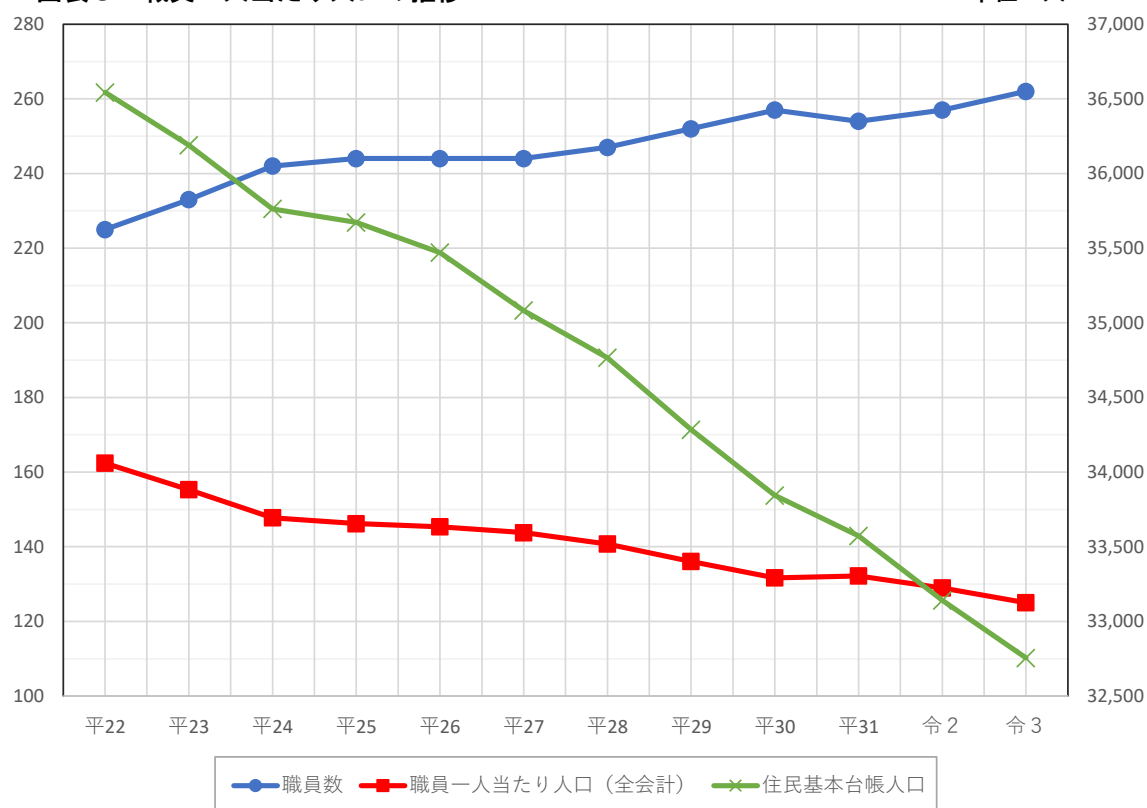
(2) 職員数と職員一人当たりの人口

令和3年4月1日現在の住民基本台帳人口は32,755人であり、職員一人当たりの人口は、一般行政部門で160人、普通会計部門が138人、全会計で125人となっています。

平成22年度職員一人当たり人口（全会計）との比較では、人口減少と職員の増員の影響により、令和3年度には37人（22.8%）と大幅に減少しています。

図表3 職員一人当たり人口の推移

単位：人



年度		平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	平31	令2	令3
住基人口		36,543	36,190	35,763	35,672	35,470	35,083	34,766	34,284	33,843	33,573	33,141	32,755
人口増減		—	▲ 353	▲ 427	▲ 91	▲ 202	▲ 387	▲ 317	▲ 482	▲ 441	▲ 270	▲ 432	▲ 386
増減率(%)		—	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 1.4	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 1.2
職員数	一般行政	169	177	185	186	184	188	191	196	200	197	202	205
	普通会計	199	209	218	219	218	218	222	227	232	229	232	237
	全会計	225	233	242	244	244	244	247	252	257	254	257	262
当 た り 人 口	一般行政	216	204	193	192	193	187	182	175	169	170	164	160
	普通会計	184	173	164	163	163	161	157	151	146	147	143	138
	全会計	162	155	148	146	145	144	141	136	132	132	129	125

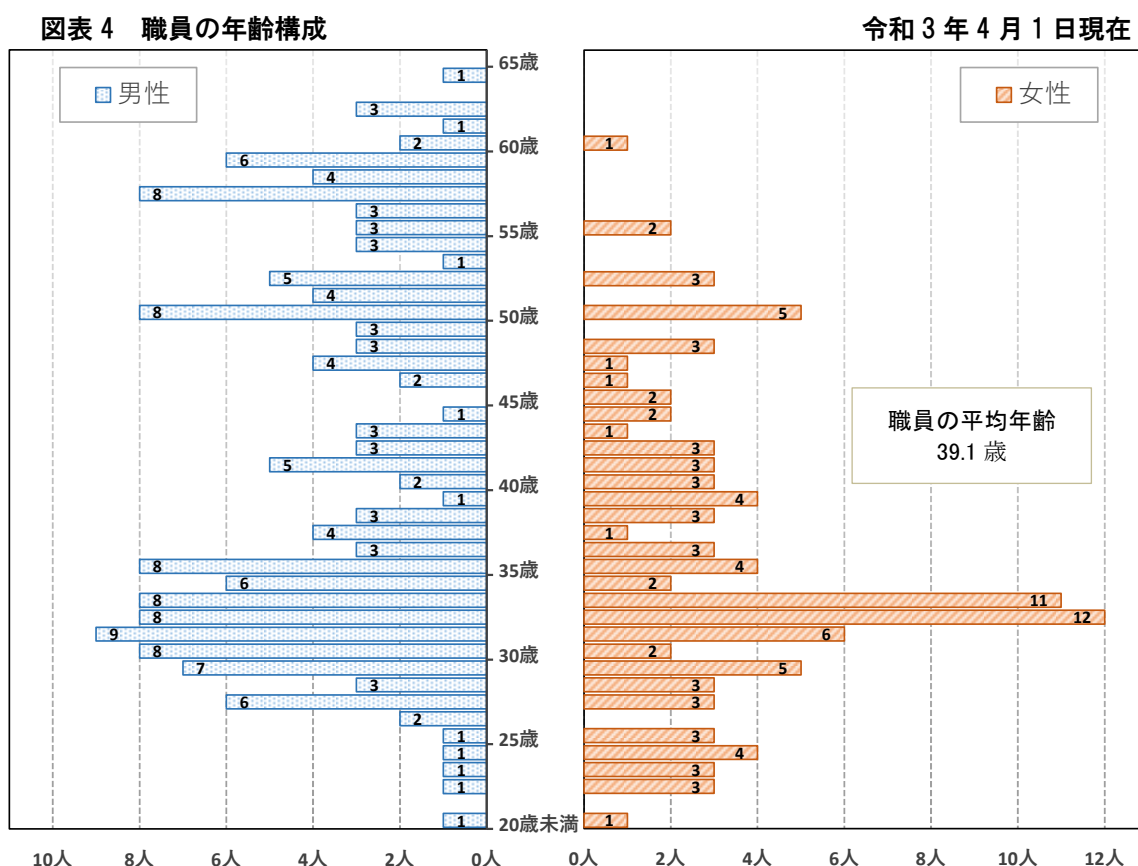
※住基人口（＝住民基本台帳人口）は、各年4月1日現在。なお、法改正により平成25年度以降は、外国人住民が含まれる。

(3) 職員の年齢構成

令和 3 年 4 月 1 日現在の職員の年代別年齢構成を見ると、30 歳未満の職員の合計は 48 人、40 歳代職員は 45 人、50 歳代職員は 55 人と概ね均衡がとれている一方、30 歳代職員の合計が 106 人（40.5%）と突出して多く、全体の 4 割を占めています。

男女比においては、男性職員が 159 人、女性職員が 103 人となり、40 歳代前半までは概ねバランスが取れていますが、管理職層の増える 40 歳代後半以上になると男性職員の比率が高まっています。

これらのことから、年齢間及び男女比バランス、また、職員の働き方への配慮をしていく必要があります。



2 人件費の状況

令和 2 年度の一般会計決算における人件費は、18 億 8,347 万円で、歳出決算額の 154 億 996 万 1 千円に占める割合は 12.2%となっており、平成 22 年度の 16 億 9,700 万 7 千円と比較して、1 億 8,646 万 3 千円増加しています。

年度別の推移で見ると、人件費は平成 24 年度以降、概ね 16 億円台を推移していましたが、令和 2 年度は会計年度任用職員制度の開始などの影響により増加に転じました。しかし、決算額に占める人件費の割合は減少が続いています。

1 人当たり職員給については、平成 25 年度までは減少傾向が続いていましたが、平成 26 年度以降は概ね横ばい傾向が続いています。

図表5 一般会計決算額に占める人件費の状況

単位：千円

年度	歳出決算額 A	人件費 B	人件費比率 (B/A)	Bのうち 職員給 C	職員数 (人) D	【参考】 1人当たり 職員給 (C/D)
平22	10,247,256	1,697,007	16.6%	1,082,628	199	5,440
平23	10,054,111	1,785,751	17.8%	1,094,826	209	5,238
平24	10,426,163	1,695,007	16.3%	1,062,738	218	4,875
平25	10,279,036	1,652,856	16.1%	1,047,389	219	4,783
平26	11,034,114	1,668,019	15.1%	1,052,082	218	4,826
平27	11,539,089	1,667,212	14.4%	1,069,377	218	4,905
平28	12,116,578	1,620,971	13.4%	1,051,731	222	4,738
平29	10,646,511	1,693,948	15.9%	1,121,519	227	4,941
平30	11,040,750	1,698,317	15.4%	1,140,480	232	4,916
令元	12,121,614	1,690,339	13.9%	1,125,421	229	4,915
令2	15,409,961	1,883,470	12.2%	1,105,372	232	4,765

※人件費には、議員報酬手当、委員等の報酬、特別職の給与、共済組合負担金等を含む。

※職員数は担当業務で分類した人数であるため、会計上の職員数とは一致しない場合がある。

3 国の参考指標との比較

(1) 類似団体とは

類似団体とは、市区町村の権能に応じて、指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区、町村に区分し、さらに一般市と町村は、人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）を基準に区分したものです。

令和2年4月1日現在、寄居町の属する類似団体は人口2万人以上、産業構造Ⅱ・Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%未満の団体（類型Ⅴ－1）で、全国で46団体です。

(2) 類似団体別職員数による比較

類似団体別職員数による比較とは、類似団体に属するすべての市区町村の職員数と人口をそれぞれ合計して、その類似団体ごとに人口1万人当たりの職員数の平均値（加重平均値）を算出し、職員数の比較をするものです。他の市区町村との比較を行う観点から、実施している事業にばらつきがある公営企業等会計部門は除外し、普通会計職員数を対象としています。

図表6では、各部門に職員を配置している団体のみを対象とした「修正値」をもとに比較を行っています。

令和2年4月1日現在の普通会計職員数は、「修正値」により算出した職員数と比較して一般行政部門で19人、普通会計職員全体で24人少なくなっています。

大部門別では議会、税務、商工、土木部門が多く、総務、民生、衛生、農林水産部門が少ない状況です。

図表6 類似団体職員数の状況

単位：人

大部門	中部門	小部門	R2. 4. 1現在職員数 ※()はR3現在職員数 A	類似団体職員 数 (修正値) B	超過数 A-B C
議 会	議 会	議 会	4 (4)	3	1
総 務 ・ 企 画	総務一般	総務一般	17 (19)	25	▲ 8
		会計出納	4 (4)	5	▲ 1
		管 財	3 (3)	4	▲ 1
		行政委員会	2 (2)	2	0
	企画開発	企画開発	6 (5)	7	▲ 1
	住民関連	防 災	4 (4)	4	0
		広報広聴	2 (2)	3	▲ 1
		戸籍等窓口	9 (9)	8	1
	総務部門 計		47 (48)	58	▲ 11
税 務	税 務	税 務	19 (18)	17	2
民 生	民 生	民生一般	24 (24)	22	2
		保育所	37 (36)	48	▲ 11
		その他の社会福祉施設	1 (1)	6	▲ 5
		各種年金保険関係	1 (2)	2	▲ 1
		旧地域改善対策	3 (3)	2	1
	民生部門 計		66 (66)	80	▲ 14
衛 生	衛 生	衛生一般	6 (5)	8	▲ 2
		保健センター等施設	9 (12)	10	▲ 1
	清 掃	し尿処理	1 (1)	2	▲ 1
	環境保全	環境保全	4 (4)	2	2
	衛生部門 計		20 (22)	22	▲ 2
農林水産	農 業	農業一般	9 (9)	12	▲ 3
	林 業	林業一般	1 (1)	3	▲ 2
	農林水産部門 計		10 (10)	15	▲ 5
商 工	商 工	商工一般	8 (7)	4	4
	観 光	観 光	3 (3)	4	▲ 1
	商工部門 計		11 (10)	8	3
土 木	土 木	土木一般	13 (13)	10	3
	建 築	建 築	4 (4)	3	1
	都市計画	都市計画一般	8 (10)	5	3
	土木部門 計		25 (27)	18	7
一般行政部門 計			202 (205)	221	▲ 19
教 育	教育一般	教育一般	9 (9)	11	▲ 2
	社会教育	社会教育一般	4 (5)	6	▲ 2
		文化財保護	4 (4)	2	2
		公民館	4 (4)	4	0
		その他の社会教育施設	5 (5)	4	1
	保健体育	保健体育一般	2 (2)	4	▲ 2
		給食センター	2 (3)	4	▲ 2
	教育部門 計		30 (32)	35	▲ 5
普通会計部門 計			232 (237)	256	▲ 24

(3) 定員回帰指標による比較

定員回帰指標とは、市町村を人口規模で区分（類似団体別職員数の区分と共通）し、同程度の人口、面積の団体がどの程度の職員数を有するかを試算し、各団体の職員数を比較する指標です。

類似団体別職員数のような細かい部門での比較はできませんが、同等の機能を有する団体間で、総職員数を比較することを主眼とし、平均的な職員数の状況を把握する場合に有効とされています。

国から示されている計算式により、令和2年4月1日現在の数値で試算すると、普通会計職員数は、算出した職員数と比較して38人少なくなっています。

図表7 定員回帰指標試算式（普通会計職員）

単位：人

人口係数	町人口 (千人)	面積係数	面積 (km ²)	定値	計算結果	R2. 4. 1 職員数	差
6.7	33.141	0.12	64.25	40	270	232	▲ 38

(4) 県内の類似団体等の状況

県内の類似団体は上里町のみであり、類似団体のみでの比較が難しいことから、図表8では人口2万人以上、産業構造Ⅱ・Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%以上の団体（類型Ⅴ-2）である近隣7町を含めたものとなっています。

指標となる「人口1万人当たり職員数」については、小川町に次いで多い職員数となっており、9町の平均71.12人を上回っています。

また、定員管理（適正化）計画を定めている団体では、職員数の増加又は現状維持を目標とする団体が、削減を目指す団体より多くなっています。

図表8 県内の類似団体等との比較

単位：人

市町村	類型	住民基本台帳 人口 (R2. 1. 1)	職員数 (R2. 4. 1)	職員1人 当たり人口	人口1万人当 たり職員数	定員管理計画 目標数値	面積 (km ²)
上里町	Ⅴ-1	30,988	181	171	58.41	5年間で+12人	29.18
宮代町	Ⅴ-2	34,001	216	157	63.53	5年間で+6人	15.95
松伏町	Ⅴ-2	29,165	192	152	65.83	現状維持	16.20
毛呂山町	Ⅴ-2	33,551	242	139	72.13	5年間で+10人	34.07
杉戸町	Ⅴ-2	44,777	323	139	72.14	数値目標なし	30.03
三芳町	Ⅴ-2	38,191	279	137	73.05	5年間で▲6人	15.33
伊奈町	Ⅴ-2	44,830	328	137	73.17	計画なし	14.79
寄居町	Ⅴ-1	33,342	257	130	77.08		64.25
小川町	Ⅴ-2	29,628	251	118	84.72	5年間で▲10人	60.36
9町平均	—	35,386	252	142	71.12		31.13

※類似団体を分類する上で、面積や地域の特性等は反映されていない。

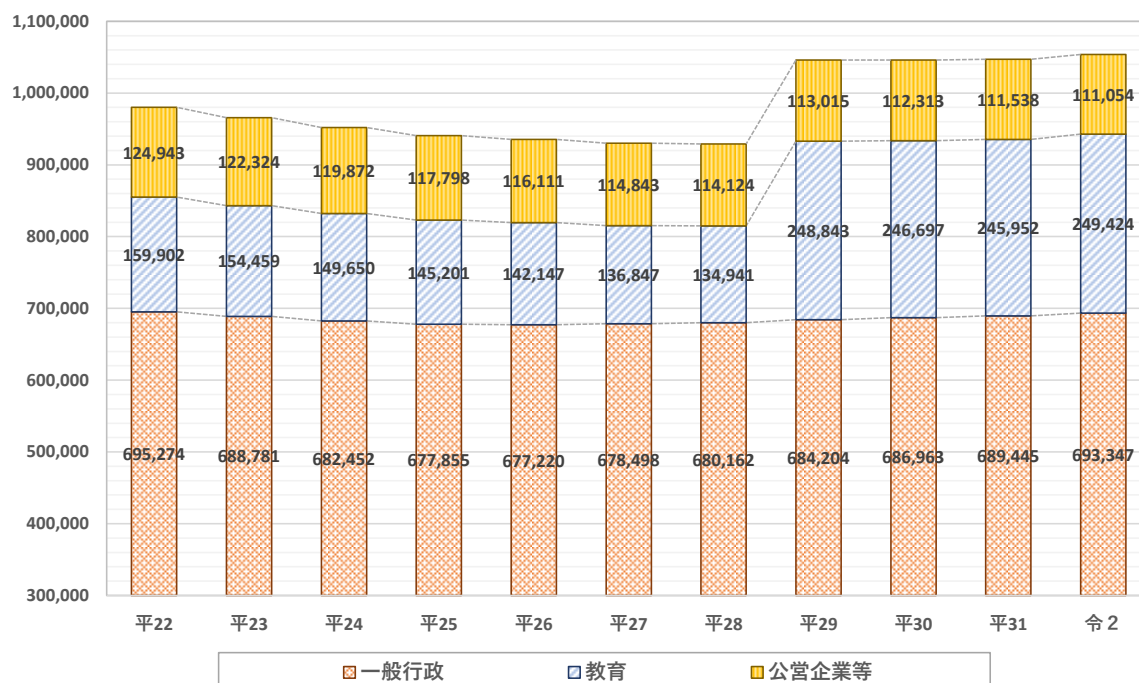
4 全国市町村の部門別職員数の推移

全国の市町村における職員数については、平成9年以降行財政改革の取り組みにより減少を続けていましたが、平成29年度以降職員の任用の適正化等により増加傾向にあります。

部門別では、公営企業部門では減少傾向が続いている一方、一般行政部門では平成 27 年度以降増加傾向にある。教育部門では平成 29 年度の県費負担教職員の指定都市への移譲による増加後、令和 2 年度から再び増加に転じています。

図表 9 全国市町村職員数の推移

単位：人



※教育部門は、平成 29 年 4 月 1 日に県費負担教職員に関する権限が指定都市へ移譲されたことに伴い、それまで都道府県で計上していた教職員数を指定都市で計上することになったため増加。

Ⅲ 定員管理計画について

1 基本的な考え方

現状の職員数については、国の参考指標に基づく比較によると、普通会計部門の全体数としては指標による算出値を下回る数値になっています。

また、全国的に見ても、市町村職員数は増加の傾向にあります。これは、地域課題の複雑化や災害対応等地域や家庭の状況を含む社会・経済構造が大きく変わるなかで、今後も増加する行政課題等に応じた地方公共団体の役割を果たすためには、一定の職員数を確保していく必要があるためと考えられます。

このほか、地方公務員の定年が段階的に引上げられることへの対応や、仕事と家庭を両立させるワークライフバランスの推進にも配慮をするなど、適正な人事・労務管理も求められています。

一方で職員一人当たり人口が減少していることなど、人口減少が続くなかでは安易な職員数の増加は避けねばならず、持続可能な財政運営に配慮した定員管理を行うとともに、事務事業の見直しや効率的な行政運営を進めるなど、本町の規模に見合った行財政運営を進めていく必要があります。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

3 計画職員数

本計画の対象となる職員は、研修派遣職員、休職中の職員及び育児休業中の職員を除いた正規職員（常勤の再任用職員を含む）とします。

1の「基本的な考え方」を踏まえ、令和8年度までの5年間の職員数は260人を基準とします。

4 定員管理の具体的な取り組み

(1) 事務事業の見直し

限られた職員数で最適な成果を発揮できるよう事務事業の妥当性、必要性について検証を行うとともに、効率的・効果的な行財政運営が行えるよう組織体制の整備を図ります。

(2) 職員の人材育成

多様化する行政需要や行政課題に対応するためには、職員一人ひとりの更なるスキルアップが必要となります。職員研修の充実、人事評価制度の活用等により人材育成を進め、職員の意識改革及び能力開発を図ります。

(3) 事務量に応じた人員配置

寄居町総合振興計画に定める町の目指す姿の実現に向け、必要度、重要度の高い事業などへ重点的に人員を配置するとともに、組織における業務量を的確に判断し、質の高い行政サービスを提供するために必要な人員配置を行います。

(4) 行政デジタル化の推進

ICT（マイナンバー制度を含む）を積極的に活用することにより、事務処理の効率化及び正確性を高め、町民サービスの向上と事務事業の迅速化・効率化を図ります。

(5) 有資格者の確保

保健師、保育士及び技術職などの有資格者（専門職）については、各分野における行政需要を把握するとともに、職種に応じて求められる能力（資格）等に十分留意し、適正な職員数を確保していくものとします。

(6) 多様な任用、勤務形態の活用

繁忙期や一時的に増大する業務のほか、必ずしも正規職員の配置が必要でない事務等については、会計年度任用職員の活用を行います。また、知識やノウハウの継承を行うなど、経験豊富な再任用職員を効果的に活用していきます。

ワークライフバランスの実現に向け、時差出勤やテレワークなど勤務形態の検討を行います。

5 計画の見直し

本計画については、令和 5 年度から国家公務員の定年が段階的に 65 歳まで引き上げられ、町においても同様の対応が必要となることや、寄居町デジタル化推進計画に基づく自治体DXの推進など、町として取り組まなければならない大きな課題が控えている現状を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを行うものとします。